

会 議 録

会議の名称		第 8 回米山地域開校準備委員会
開催日時	令和 6 年 7 月 17 日（水）	
	午後 7 時 00 分 開会	
	午後 8 時 40 分 閉会	
開催場所		中津山公民館 視聴覚室
委員出席者	佐々木 俊 樹 委員	米岡小学校 P T A 会長
	齊 藤 善 寛 委員	中津山小学校 P T A 会長
	大 内 秀 人 委員	米山東小学校 P T A 会長
	中 村 直 人 委員長	米山中学校 P T A 会長
	浅 野 雅 博 委員代理	米岡小学校学校運営協議会
	菅 原 克 美 委員	中津山小学校学校運営協議会委員
	菅 原 直 行 委員	米山東小学校学校運営協議会長
	久 保 泰 宏 委員	米山中学校学校運営協議会長
	藤 原 達 雄 委員	米山町行政区長会長
	島 瀬 千 明 委員代理	米山幼稚園 P T A
	佐 藤 幸 委員	よねやま保育園保護者会長
	伊 藤 秀 樹 委員	米岡小学校長
	千 葉 俊 秀 委員	中津山小学校長
	佐 藤 友 昭 委員	米山東小学校長
	佐 藤 智 哉 委員	米山中学校長
事務局出席者	安 部 保 男	学校再編推進室長
	佐 藤 美 紀	学校再編推進室長補佐兼学校再編推進係長
	西 條 貴 伸	学校再編推進室主事
	及 川 佑 衣	学校再編推進室主事
欠席者	島 本 和 男 副委員長	米岡小学校学校運営協議会
	島 瀬 浩 一 委員	米山幼稚園 P T A
傍聴者		1 人
議事		(1) 今後のスケジュールについて (2) （仮称）米山小学校の校章の選定方法について (3) （仮称）米山小学校の校歌の選定方法について
議事 1	事務局	開会 午後 7 時 00 分
	委員長	第 8 回米山地域開校準備委員会を開会する。進行は中村委員長にお願いする。
	事務局	議事に入る前に、本日の会議の会議録署名委員を指名する。 会議録氏名委員は、佐々木俊樹委員と齊藤善寛委員にお願いする。 では、議事 1「今後のスケジュールについて」、事務局に説明を求める。
	委員長	（資料に基づき説明） 事務局からの説明について、質問等はあるか。 （なし）

議事 2	委員長	なければ、議事 2「(仮称) 米山小学校の校章の選定方法について」、事務局に説明を求める。
	事務局	(資料に基づき説明)
	委員長	いま説明のあった募集要領の案(資料 2-①)及び応募用紙の案(資料 2-②)について、項目ごとに質問・意見等があれば伺う。 まず、募集要領(案)の「1 募集目的」について、意見・質問等はあるか。
		(なし)
	委員長	次に、募集要領(案)の「2 応募資格」について、前回の会議でも確認したところだが、これについて改めて意見等はあるか。
		(なし)
	委員長	次に、募集要領(案)の「3 募集期間」についてだが、9月1日から9月30日までの1か月とすることについて、意見はあるか。
	委員	どのような理由で募集期間を1か月としたのか。
	事務局	津山地域及び東和地域において1か月程度で実施した実績があり、同様の期間とした。
	委員	その期間でどのくらいの応募があったのか。
	事務局	津山地域では81件の応募があり、うち小中学生が62件、教職員を含む一般が19件であった。東和地域では10件の応募があり、うち小中学生が4件、一般が6件であった。 両地域の差についてだが、津山地域では小中学校の先生方に協力していただき、児童生徒の応募に配慮していただいた。この点が大きかったのではないか。東和地域でも協力をいただいたが、応募件数としては少ない結果となった。 募集期間を延ばせば応募件数が増えるかという問題もあるが、事務局としては先行地域の実績にならって1か月の案とした。これについてもこの場で協議し、決定していただきたい。
	委員	津山の81件に対して東和が10件。この極端な差は何なのか。
	事務局	津山では、先生方の協力、児童生徒への働きかけが非常に大きかったと捉えている。東和でも働きかけをしていただいたと思うが、結果としてはこのような大きな差が生じた。 津山地域で児童生徒の応募数が非常に多かったことを見ても、やはり先生方からの働きかけが大きく影響したと考えている。 米山地域においても、ぜひ先生方に協力いただきたい。

委員	逆に、協力できる時期を学校に聞いた方がいいのではないか。
委員	中学校では9月に新人戦、弁論大会、運動会など行事が集中する。期間を延ばせば応募が増えるとは限らないというのはそのとおりだが、できれば2か月程度あった方がいいのではないかと思う。
事務局	提示した募集期間はあくまでも事務局の案である。委員の意見により決めるものなので、ぜひ色々な意見を出していただきたい。
委員長	他に意見はないか。 確かに、中学校では9月にイベントが多い印象があるので、これを考慮する必要があると思う。一方で、期間を十分にとっても周知が不足していれば応募は増えないかもしれない。こうしたことを踏まえて、いかがか。
委員	主に児童・生徒の応募を想定するのか、それとも一般の応募を想定するのかで適切な時期・期間は変わってくると思う。児童・生徒の応募を中心に想定するのであれば、夏休み期間後に行うのはもったいないと思う。夏休み期間に組み入れてはどうか。8月から9月末まで、夏休み期間にかぶせるようにすれば、いくらか違ってくるのではないか。
事務局	事務局でも夏休み期間というのを検討した。事務局側の事情になってしまうが、募集の準備・周知のための時間が必要になる。小中学校の終業式が7月19日なので、日程的に難しい。そのような理由もあり、夏休み明けの9月から募集する案とした。
委員	区長配布も間に合わない。そういうことか。
委員	周知の問題がかなり大きいと思う。やはり2か月ぐらいあった方がいいと思う。
委員	中学生は、夏休み期間中タブレット端末を持ち帰れるのか。
委員	持ち帰ることができることとしている。ただし、タブレット端末を使っ ての宿題はない。 事務局からあったように、明後日がもう終業式になる。周知の準備が間に合わない。夏休み期間に周知の準備をして、夏休み明けからとした方が 良いと思う。夏休みの宿題に加えるようなことも、避けた方が良いのでは と思う。
委員長	準備期間等を考慮すると、募集の始期は9月1日が適当だと思う。論点 は、事務局案のとおり9月末までの1か月で募集するのが良いか、10月 末までの2か月で募集するのが良いか、ということになると思う。いかが か。
委員	募集期間を延ばすとなると、議事1で確認したスケジュールは後ろにず れ込むことになる。つまり校章の決定は遅れる。そうすると校旗の決定も 遅れることになる。長ければ良いということでもないのではないか。質問

		だが、東和地域の校章は、小中学生のデザインが採用されたのか、一般の応募者のデザインが採用されたのか。
	事務局	東和地域では、一般の方のデザインが採用された。津山地域でも一般の方のデザインが採用されている。これも、開校準備委員会で審査を行って決めたものである。津山・東和地域では児童生徒のデザインは採用されなかったが、米山地域ではどうなるか分からないので、ぜひ応募していただきたいと思う。
	委員	津山では応募作品が多かったが、それは小学１年生や２年生が描いたものを含めての数である。応募点数が多かったことのみを捉えて、「津山の校章は熟考されて決まった」とは言えない。
	委員長	いまの意見も踏まえて、１か月の期間で募集することとしてよろしいか。 (「はい」の声あり)
	委員長	では、応募期間は事務局案のとおりとする。 続いて、募集要領(案)の「４ 応募用紙の配布方法」について、意見はあるか。
	委員	デザインの応募用紙に、旧善王寺小学校の校章を掲載しなくていいのか。この間まで善王寺小学校も小学校であって、校舎もまだ残っている。善王寺地区の人から見れば、自分たちの学校の校章がないことに寂しさを感じるのではないか。そういう意味でも、できれば旧善王寺小学校の校章も掲載した方がいいのではないかと感じた。
	事務局	応募用紙の案には、現在開校している学校の校章を参考として掲載している。善王寺小学校も桜岡小学校も閉校しており、校旗を返納している。ただ、募集要領(案)の中には、「校章デザインには米山地域に由来するもの、イメージできるものを取り入れること」と記載しているので、そのようなところで復活させ、描いていただくことは自由である。閉校した学校の校章を掲載するかどうかは、協議していただきたい。
	委員長	善王寺小学校を掲載するのであれば桜岡小学校も載せることになると思う。閉校した学校の分も掲載するとなると、吉田中学校の校章も載せるかという話になり、参考資料だけでかなりの量になってしまう。どこかで線引きをしないといけない。応募者が個別に昔の校章を参考にして描くことも考えられる。
	委員	学校の校章を掲載するのであれば、閉校した学校の校章も参考として掲載しても良いのではと思い発言した。校章・校旗が、学校の閉校と同時に消えてしまうのは寂しいものだ。ここに掲載された古い校章を見て、懐かしさを感じる人もいるのではと思った。
	事務局	ご指摘の点については、事務局でも検討している。学校がなくなっても、

		学校の歴史は残したいと考えている。東和地域等でもお話ししているが、教育委員会としては、時期は未定だが近いうちに、例えば教育資料館に閉校した学校の校旗や記念となるものを展示するなどして、閉校した学校の歴史を振り返る場、思い出す場所を作っていきたいと考えている。学校はなくなるけども、歴史は継承していくという取組をしていきたいと考えており、東和地域でもお話ししているところである。
	委員	150 年経っている学校なので、ぜひお願いしたい。
	委員長	では、閉校予定の学校については、校章・校旗も含め何らかの形で残していただくようお願いすることとし、今回の応募用紙に掲載するのは開校している学校の分のみということでしょうか。 (「はい」の声あり)
	委員長	それを踏まえて応募用紙の配布方法だが、事務局案のとおり、学校関係は学校を通して、一般向けは区長配布でということでしょうか。 (「はい」の声あり)
	委員長	では、案のとおり進めることとする。 次に、募集要領(案)の「5 周知方法」については、区長配布で「学校再編だより」とあわせて配布し、市のホームページでも周知するとの案だが、意見等あるか。 (なし)
	委員長	次に、募集要領(案)の「6 応募方法」については、事務局から説明があったとおりだが、意見等あるか。 (なし)
	委員長	次に、募集要領(案)の「7 作成上の注意事項」について、8 項目あるが、確認したい点等あるか。
	委員	色数を 6 色以内としているのはなぜか。
	事務局	校章は、カラー印刷するほかにも、運動着や物品など、様々な使われ方をする。色数が多いと不都合が生じることがあるので、色数を限定している。
	委員長	他に質問等なければ、案のとおりとする。 つづいて、募集要領(案)の「8 応募上の注意事項」について、6 項目あるが、意見等あるか。 (なし)

委員長	次に、募集要領(案)の「９ 決定方法」について、意見等あるか。
委員	「決定にあたっては、各委員所属団体の意見を踏まえる」とあるが、どのような意味か。
事務局	各委員の所属団体の中で、どの応募作品が良いか広く意見を聞いていただきたいという意味である。
事務局	補足だが、他の地域では委員会で決定された事項について、「自分たちは聞いていなかった」、「なぜこれに決まったのか」という声が委員の所属団体内からあがった例がある。団体内で検討過程を共有していただきたいという意味も込めて、このような文面としている。
委員長	結果だけを各団体に報告するのではなく、各団体内で情報を共有し検討した上で決める、ということになる。
委員	選考の流れだが、応募された全作品を委員会で確認し、全作品を団体に持ち帰って検討するのか、それとも作品数をあらかじめ委員会で絞ってから団体内で検討するのか。
事務局	作品を絞って団体内で検討することを想定している。津山・東和では、各団体から２点ずつ選んでもらい、結果を基に決定した。
委員	その作業を、スケジュール（資料１）の１２月から１月の時期に行うということか。
事務局	１０月末までの間に募集結果を集計するので、それが終わり次第会議を開いて募集結果を報告する。その後に各団体の意見集約をしていただくことを想定している。
委員長	応募件数は、募集してみないと分からないところはある。どのぐらいの応募があって、そのうち作成上の注意事項を満たしたものがどのぐらいあるのか、いまの段階では予測が難しい。
事務局	事務局としては、委員会に報告する前にできる限り基準に沿ったものを精査しておきたい。
委員	学校のＰＴＡでは、年間の会議日程はもう決まっていると思う。このためだけに会員を招集して検討するというのは難しいのではないか。
事務局	メールやＬＩＮＥ等の方法で意見を集約しても良いのではないか。必ずしも対面で会議をして決めなければならないということではない。
委員長	小中学校であれば、全員に周知することは困難だと思うので、執行役員に伝えてＬＩＮＥで集計するとか、そのあたりは執行部中心に行ってもいいかと思う。ただし、このような検討をしているという報告は、各団体の集まりがあった際には随時お知らせしていくということになると思う。

議事 3		結果については、募集要領(案)に記載のとおり「学校再編だより」と市のホームページで公表するという事で進めることにする。 次に、資料 2-②の応募用紙について、意見等はあるか。 内容については、いま確認した募集要領案が反映されているようだが、デザインや配置等も含めて、何かあるか。
	委員	色数は 6 色までとするという注意事項が、応募用紙に抜けているのではないか。
	事務局	資料 2-②の裏面にある「作成上の注意事項」の⑤に記載している。
	委員長	他に特になければ、案のとおりとする。今回決定した内容で公募の準備を進めるよう、事務局に願います。
	委員長	では、議事 3「(仮称) 米山小学校の校歌の選定方法について」の検討に入る。まず、前回の会議の内容を踏まえて、識者にあたった結果について事務局の報告を求める。
	事務局	米山東小学校の校歌を作成した、作詞者の堀あかねさん、作曲者の大森一夫さんに連絡をとった。結果、お二人とも喜んでおり、快くお受けしたいという気持ちをいただいている。お二人には市の予算の関係も率直にお話ししたが、その点は気にしない、米山地域の方から自分たちの名前があがったことだけでも嬉しい、感謝しているとお言葉をいただいている。この会議で決定されれば、識者依頼として正式にお二人にお願いしたいと考えている。 それから、前回は清水バンドさんの話も出ている。大森さんに確認したところ、同じ業界の仲間ということで、清水バンドさんも作詞作曲はもちろん手掛けているが、編曲はできないと思うとお話だった。大森さんをお願いする場合には編曲まで自分で行うが、清水バンドさんに依頼する場合は別に編曲の分の費用が生じるのではないかとのお話だった。そのような内容であったので、その点も踏まえて清水バンドさんをお願いする可能性も探るか、米山東小学校の校歌を作成した堀さんと大森さんをお願いするかというところを、協議していただきたい。
	委員長	いま事務局から報告のあった校歌の選定方法については、前回の会議では決まらず、校章同様に公募にした方がいいのではないかと意見があった。一方で、その前に識者にあたってみた方がいいのではないかと意見があり、事務局に識者依頼の可能性を探ってもらったものだ。報告の内容について委員の意見をいただきたい。 識者依頼とする場合は、すべて依頼していいものか、それとも校歌の歌詞に入れたい「単語・フレーズ」は用意した方が良くないかも検討が必要か。
	事務局	「単語・フレーズ」については、堀さんと大森さんからもぜひ提供していただきたいとの話を受けている。どの程度採用できるかは分からないが、米山地域の皆さんの思いをくんで作成したいので、フレーズは提供して欲しいとのことだった。

委員長	いまの内容について、各小学校ＰＴＡの代表と、これから入学する幼稚園・保育園の保護者の代表から意見をいただきたい。いかがか。
委員	どのような方なのか、具体的なプロフィールを知りたい。
事務局	堀あかねさんについては、米山地域出身で、幼少期を米山地域で過ごし、結婚後に仙台市に移られたということである。宮城県警察の交通安全啓発の楽曲の歌詞や、宮城県の各種団体の楽曲の歌詞、ほかにももちろん演歌等などで活動をされていて、本来は予算措置した金額ではお願いできない方と聞いている。 大森さんについては、石巻出身の方だが、現在は登米町在住である。堀さんとタッグを組んで、演歌や宮城県警察など様々な公共団体の楽曲を作っている。大森さんは現在も現役でミュージシャンでありドラマーであり、演歌歌手、ミュージシャンのバックバンドとしても東北各地で活動している。外見もミュージシャンらしいおしゃれな方である。
委員長	プロフィールの情報を踏まえて、いかがか。
委員	あまり音楽に携わったことがないので難しいが、米山や登米市にゆかりがあり、そのような経歴のある方であれば良いのではないかと感じた。
委員	米山東小学校の校歌は良い校歌だと私は思っている。あの校歌を作ったお二人であれば、新しい小学校の校歌も依頼して良いのではないかとと思う。まして、登米市にゆかりのある方で、限られた予算で喜んで引き受けてくれるということなので、なお良いのではないかとと思う。
委員	私もお二人が登米市にゆかりのある方であり、登米市や米山地域の風景などをうまく校歌に反映してくれるのではないかとと思うので、依頼することとして良いのではないかとと思う。
委員	私もどのような方なのか気になっていたが、事務局から説明があり、地域にゆかりがあり、実績もある方だということなので、依頼してよいのではないかとと思う。
委員長	他に意見はあるか。 お二人であれば、費用の問題もクリアして、開校に間に合わせて完成させることができる。 お二人にお願いする方向でなく、他の案を模索していくのは難しいと思う。お二人にお願いすることに決定して良いと思うが、よろしいか。 (異議なし)
委員長	では、そのように決定するので、事務局で依頼の準備を進めるようお願いする。 次に、歌詞に入れたい「単語・フレーズ」の募集について、事務局に説明を求める。

事務局	(資料に基づき説明)
委員長	では、応募資格と募集期間を確認したい。 まず、応募資格については、募集要領(案)(資料3-①)の2に記載のとおりとしてよろしいか。 (「はい」の声あり)
委員	一つ確認したい。先日、中津山小学校で学校運営協議会を開いた際、せっかくの機会だからということで、この「単語・フレーズ」の話をだして、意見を集めた。各構成員は応募資格を満たしているのだが、個人ではなく、団体として応募するということも可能か。
事務局	事務局としては個人での応募を想定して案を作成したが、団体としての応募を可とするかどうかは、協議して決定いただきたい。
委員長	関連するのは「2 応募資格」の(3)登米市米山地域にゆかりのある方の部分だと思うが、これについては団体での応募も可としてよろしいか。 (異議なし)
事務局	では、「2 応募資格」の(3)の点の表現については、団体での応募も可であることが分かるよう、表現を見直す。
委員	先ほどの事務局の話では、作詞の堀あかねさんから、募集した「単語・フレーズ」がもしかしたら使われないかもしれないという話もあった、ということだった。ということは、歌詞として使用されるとは限らないという前提で募集するという認識で間違いないか。
事務局	間違いない。
委員	作詞者は本人の感覚的なものを優先すると思うので、実際このようなフレーズを使って欲しいと言っても、当然使われないこともあるだろう。この点は、応募者に対してどのように説明しているのか。
事務局	募集要領案の「7 募集後の応募作品の取り扱い」と応募用紙(資料3-②)に、「歌詞に全ての「単語・フレーズ」を使用するものではない」と記載している。 東和地域では、校歌の歌詞の一部を変えるだけのものであったので「単語・フレーズ」の募集はしていないが、津山地域では、必ず使われるものではないと説明したうえで実施している。 (「この募集は本当に必要なのか」の声あり)
事務局	桜岡小学校と善王寺小学校の統合に携わった方に確認したが、当時、校歌の作成を依頼する際、米山地域全体としてのイメージで作成して欲しい

	と要望したそうである。例えば「善王寺」という言葉や、特定の地域だけをイメージさせる言葉を入れずに、後々米山地域の小学校が一つになっても使ってもらえるようなイメージで作成して欲しいと。この点は強く要望したと聞いている。
委員長	そのようなことなので、集めたフレーズをどのように絞って作詞者に提供するか等は、次回までに検討するということによろしいか。
委員	(「絞る必要はあるのか」の声あり)
事務局	これはあくまでも作詞者が参考にするための資料なので、応募された「単語・フレーズ」にランクをつけて、これを優先して使って欲しい、というように使用するものではない。地元の人たちが校歌の中の言葉としてどのようなものを希望しているのかを、作詞者が把握するための資料として提供するものであり、応募されたものから委員会で選考することは、事務局案としては想定していない。
委員長	では、校章とは違って、参考資料とするものとして公募する、ということで進めたいと思う。応募資格については、団体を含めるということで進める。 次に、募集期間について確認する。事務局から補足等あるか。
事務局	今回、校章の応募期間を9月1日から9月30日に決定したので、事務局案としては、校章の募集期間が終わってから、10月ごろから、11月ごろまでの締切を想定して進めたいと考えている。
委員長	事務局の説明について、意見等あるか。
事務局	この点については、事務局内でも校章とあわせて募集した方が良いとの意見と、公募をシリーズ化し、第1弾として校章を公募し、そのあとに第2弾として「単語・フレーズ」を公募するほうが良いとの意見もあった。適切な募集期間、募集タイミングを委員にも検討していただきたい。
委員長	事務局案にとらわれず、各委員から何かあるか。
委員	これは募集期間を長くとったからどうという問題ではない気がする。例えば、各団体の集まりの際に集めて出してもらおうとか。結果的に作詞者とすれば、イメージ的に噛み合わないものもあるだろう。米山東小学校の歌詞などを見ると、このまま使えるのではないかと思えるものもある。
事務局	使ってもらえば統合当時のPTAの方々は喜ぶだろう。そのような思いで、米山はひとつという思いで作成をお願いした経緯がある。
委員	東和地域では、中学校の校歌を小学校の校歌として使うことにした。そのような考えも無きにしもあらず、である。ただ、先ほど識者依頼で作成することを決めたのでできないことだが。堀さんも大森さんも、新しい形で作ろうとするわけである。だから、逆に、いろいろなイメージをもらう

		よりも、自分たちが米山地域に対して持っているイメージで作ってもらった方がいいのではないかなと思うが。
	事務局	お二人の希望として、ぜひ地域の方から応募された「単語・フレーズ」を入れたいという思いはあると思う。津山でも似通った「単語・フレーズ」が応募される傾向があったが、そのような多く応募された言葉は取り入れていきたいという思いもあるように感じた。自分たちだけのイメージで作ります、という感じではなかった。地域の声を聞いて、一緒に校歌を作りたい、という思いが強いように感じた。
	委員	私は、あえてこのような募集をする必要はないのではないかなと思う。各小学校のＰＴＡで話し合いを持った時などに、このようなフレーズがあったほうが良いのではないかなとか、いまの校歌にあるこの単語を入れて欲しいとか、そのようなものを選んでもらえばいいのではないかな。ＰＴＡの役員の方々と先生方などからあがった意見を報告してもらえばよく、あえて広く募集するものではないのではないかな、というのが私の考えである。
	委員長	公募するかどうかも含めて、いかがか。
	委員	これは、公募したから良い歌詞ができるとか、公募しなくてもできるということではないように思う。 新しい学校の校歌を作るために、皆でいろいろと考えて、意見を出し合うことで、自分たちも参加したという思いを持ってもらうことが重要だと思う。 同じような言葉がたくさん応募されると思うが、自分が応募した言葉が校歌の中に使われれば、自分だけが応募した言葉でなくても満足するだろうし、使われなかったとしても、皆で一生懸命、ああではないかこうではないかと言いながら、参加しているという思いを持ってもらうことが大事なのではないか。 プロに依頼するのだから、「単語・フレーズ」を提供しなくても歌詞を作ることはできるだろう。しかしそうではなくて、公募することに意味があるのではないかなと思う。
	委員長	過程に意味があるといういまのお話は、非常に説得力のある発言だったのではないかな。 作る側、応募する側、皆で考えて、皆で喜び合えるということを中心に考えると、やはり依頼する側の気持ちも非常に重要だと思う。この公募の案で進めていくこととし、事務局に最終調整を一任することとしてよいかな。 (異議なし)
	委員長	では、そのように決定する。 最後になるが、その他に委員から何か協議事項等はあるか。 (なし)

委員長	なければ、事務局から何かあるか。
事務局	次回の会議日程を調整したい。10月22日(火)に第9回委員会を開催したいと考えているのが、いかがか。
委員長	事務局案のとおり、10月22日(火)に今回と同じく中津山公民館で次回委員会を開催することとしてよろしいか。 (異議なし)
委員長	では、そのように決定する。詳細は後日、事務局から通知する。長時間にわたる協議に感謝する。進行を事務局に戻す。
事務局	以上で、第8回米山地域開校準備委員会を閉会する。 閉会 午後8時40分